

畜産経営における中小企業等経営強化法及び生産性向上特別措置法  
に基づく税制優遇措置等の活用について(概要)

平成31年4月  
公益社団法人中央畜産会

- 1 畜産経営等中小企業者が機械設備を新規に購入する場合、「中小企業等経営強化法」(平成11年法律第18号)に基づく経営力向上計画では、法人税・所得税の特例措置等が講じられています。  
また、「生産性向上特別措置法」(平成30年法律第25号)に基づく「先端設備等導入計画」では、固定資産税を3年間ゼロ～1/2に軽減する優遇措置等が講じられました。
- 2 畜産経営ではクラスター事業等で機械・設備等の導入が進展しており、この二つの制度の有効活用は経営面でも極めて有益ですので、制度を十分ご理解頂き、積極的にご活用ください。

主な優遇措置の内容

○中小企業等経営強化法

法人税・所得税の特例 ⇒ 設備の即時償却  
又は取得額の10%の税額控除(※)  
※資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%

○生産性向上特別措置法

固定資産税の軽減 ⇒ ほとんどの市町村でゼロに軽減(3年間)

優遇措置による経営面でのメリット

例えば 3,000万円の機械装置を購入設置しようとした場合  
(耐用年数10年、資本金3,000万円、税額控除額は取得価額の10%  
又は法人税額の20%のいずれか低い額とする)

①10%の税額控除により

⇒最大300万円を法人税から控除・「中小企業等経営強化法」

②固定資産税の軽減により(3年間、ゼロの場合)

⇒3年間で91万2千円の減税効果・「生産性向上特別措置法」

※赤字の企業もご利用いただけます。

391.2万円  
の減税

### 優遇措置を受けるための手続き

#### ○中小企業等経営強化法

①「経営力向上計画」を策定し、国に提出して認定を受ける。

申請先 ⇒ 地方農政局、北海道農政事務所、沖縄総合事務局  
【申請時期】 設備取得前が原則。特例として設備取得後60日以内

②機械設備の生産能力の証明書を計画申請時に添付

申請・取得先 ⇒ 工業会（畜産経営は中央畜産会）に機械設備  
メーカーが申請・取得

#### ○生産性向上特別措置法

①「先端設備等導入計画」を策定し、市町村に申請して認定を受ける。

申請先 ⇒ 市町村  
【申請時期】 設備取得前の申請が必須。設備取得後の申請は不可。

②機械設備の生産能力の証明書を取得し、計画申請時に添付が必要。

（証明書が間に合わない場合は、翌年の1月1日までに追加提出で可）

申請・取得先 ⇒ 工業会（畜産経営は中央畜産会）に機械設備  
メーカーが申請・取得

③税理士等の「経営革新認定機関」からの事前確認書を計画申請時に添付する必要

### 優遇措置を円滑に受けるための留意点

- ◆ 畜産クラスター事業等で機械設備の導入を検討されている場合には、併せて「中小企業等経営強化法」と「生産性向上特別措置法」の優遇措置の活用をご検討ください。
- ◆ この二つの制度を活用するためには、「経営力向上計画」は国（地方農政局等）に、「先端設備等導入計画」は市町村に申請し、それぞれ認定を受けて下さい。  
（注）「経営力向上計画」は設備取得後60日以内の申請の特例がありますが、「先端設備等導入計画」は設備取得前に申請することが必須です。
- ◆ 畜産クラスター事業等で機械設備を導入し、固定資産税の優遇措置等を受ける場合事前に市町村、税理士等に相談して下さい。
- ◆ 機械設備メーカーの方々は、それぞれの計画申請に間に合うよう、機械設備の生産能力の証明書発行の申請書を中央畜産会にご提出ください。